

第 3 1 回文化審議会著作権分科会（H22.5.21開催）における主な議論の概要

（立法事実の有無に関する意見）

- ・ 個別規定で対応することができるのではないか。
- ・ 権利制限の一般規定がないことによって不都合があるということ、すなわち立法事実の検証がまだ十分なされていない。
- ・ ワーキングチーム報告書では立法事実をどこに求めるかが重要であるとされていたにもかかわらず、法制問題小委員会では権利制限の一般規定を導入する必要性はあるという前提で議論が進められたのではないか。立法事実という面から十分な議論をすべきではないか。
- ・ 現行法ができて40年が経ち、デジタルネットワーク社会の今日、早いスピードで物事が進んでいく常態の中で、保護と利用のバランスという観点から、権利制限の一般規定を考えることには非常に大きな意味があるのではないか。

（関係者からのヒアリングを再度実施すべきとの意見）

- ・ 関係者からのヒアリングをもう少し重ねるべきであり、より慎重な議論を期待する。
- ・ 中間まとめ前にもヒアリングを行ったが、中間まとめという形である程度固まってきた今の段階で再度ヒアリングを実施すべきである。

（「フェアユース」、「日本版フェアユース」等の用語に関する意見）

- ・ 「フェアユース」という言葉が一人歩きし、拡大解釈されることを危惧する。外来語ではなく日本語でしっかり定義をする必要がある。

（権利制限の一般規定の意義に関する意見）

- ・ 米国のフェアユース規定を前提としてそれを入れる、入れないという議論はするべきではなく、我が国の産業力活性化のためにどう対応するかを、日本独自の観点から考えるべきである。
- ・ 権利制限の一般規定は、個別権利制限規定の補完的機能を果たすものであるとして理解すべきである。
- ・ ネットワーク時代に対応するための措置が必要という認識でコンセンサスがとられてきたという印象を受けるが、これまでの制度を変えるということは、一度たがが外れ、権利者が大きな被害を受けた場合、ネットワーク時代では被害を回復することが困難であり、だからこそ慎重な意見が出ているのではないか。
- ・ 違法に著作物を利用するということと、フェアな利用を受け入れるという話が一緒くたになって反対論が語られているのではないか。フェアな利用という面に関しては、新規ビジネスに資するという面もあるかもしれないが、これからクリエイターになろうとする者の創造を育むという意味があるのではないか。

(C類型に関する意見)

- ・ プログラムの著作物は他の著作物とは異質なものであり、慎重に検討をすべきである。
- ・ 著作権というのは本来、著作物を享受する場合に働くものであって、著作物の享受と利用の分離ということを一般的に認めていくとなると従来の考え方を大きく転換することになるため、慎重な検討が必要である。
- ・ ワーキングチーム報告書の表現よりも理解し難い表現になっている。

(条文化するに当たって検討すべき事項に関する意見)

- ・ 仮にA～Cの類型を対象とする権利制限の一般規定を導入するとしても、著作物の利用につき権利者から許諾を得ることは大原則であり、その大原則をないがしろにしないためにも、厳格な要件を設定すべきである。
- ・ インターネット上では違法コンテンツが蔓延しており、コンテンツは無料で楽しむものだという潮流があるが、権利制限の一般規定の導入がこうした悪しき潮流を助長することがないように、要件や趣旨を明確にするべきである。
- ・ 権利制限の一般規定の導入に当たっては、国際条約に反するという疑念を持たれぬよう、要件や趣旨を明確にするべきである。
- ・ 権利制限の一般規定の導入と併せてクラスアクション制度等の導入の必要がないとされているが、新しい制度を導入する以上、社会的なバックアップ体制も考えていく必要があるのではないか。
- ・ 今後インターネット以上のものが現れる時代の変化に対して、ある程度応用がきくような形で、さらにはアメリカ、ヨーロッパ等、国際的な競争条件平等化を保てるのかといったことも踏まえて規定振りを工夫していくべきである。

以 上